

22農営第92号
平成22年5月7日

各振興局長 様
(農業振興課、農政技術普及課経由)

農業経営課長
(公印省略)

「平成22年3月下旬からの低温、降霜等」による被害農業者等に対する
資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について

このことについて、別添写しのとおり、九州農政局生産経営流通部長から依頼通知がありましたので、下記対象者に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、下記制度資金について償還猶予等の措置を行なう際には、利子補給変更申請書、支払(又は償還)猶予申請書等を提出する必要がありますので、併せて指導方お願いいたします。

また、市町、各融資機関へは別紙のとおり通知しておりますので申し添えます。

記

1. 対象者

「平成22年3月下旬からの低温、降霜等」により被害を受けた農業者等

2. 制度資金のうち、県が利子補給または原資貸付を行なっているもの

(1) 利子補給

- ・農業近代化資金
- ・農業経営負担軽減支援資金
- ・農家負担軽減支援特別資金

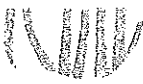
(2) 原資貸付

- ・農業改良資金
- ・就農支援資金

3. 上記2の資金にかかる償還条件の変更方法

資金種類	償還条件変更方法	提出書類	備考
農業近代化資金 農業経営負担軽減支援資金 農家負担軽減支援特別資金	① 償還期限の延長 ② 据置期間の延長 ③ 中間据置の設定 ④ 償還金額の一部繰下げ	利子補給変更申請書 被害証明書 (市町発行)	法定期限内 の変更に限 る
農業改良資金	支払猶予	支払猶予申請書 被害証明書(市町発行)	
就農支援資金	償還猶予	償還猶予申請書 被害証明書(市町発行)	





22九生第363号
平成22年4月22日

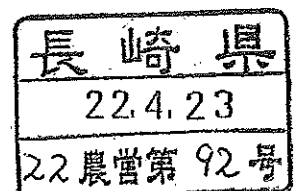
長崎県農林部長 殿

九州農政局生産経営流通部長

平成22年3月下旬からの低温、降霜等による被害農業者等に対する
資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について(依頼)

この度の「平成22年3月下旬からの低温、降霜等」により、被害を受けた農業者等においては、農業経営等に支障を来すことが懸念されているところです。

こうした状況を踏まえ、別添写しのとおり平成22年4月20日付け22経営第347号をもって経営局経営政策課長から依頼通知がありましたので、御了知の上、貴県におかれましても被害農業者等に対する経営資金等の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等が図られるよう特段の御配慮をお願いします。





22 経営第347号

平成22年4月20日

九州農政局生産経営流通部長 殿

経営局経営政策課長

平成22年3月下旬からの低温、降霜等による被害農業者等に対する
資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（依頼）

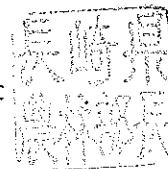
この度の平成22年3月下旬からの低温、降霜等により、被害を受けた農業者等においては、農業経営等に支障を来すことが懸念されているところである。

このため、被害農業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう関係機関に対して別添写しのとおり依頼したところであるが、貴職においても、貴管下で被害のあった県を区域とする信用農業協同組合連合会及び貴管下で被害のあった県に対して当該県が所管する信用事業を行う農業協同組合に対し、これらの措置が図られるよう周知されたい。

22農営第92号
平成22年5月7日

各市町長 様

長崎県農林部長



「平成22年3月下旬からの低温、降霜等」による被害農業者等に対する
資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について

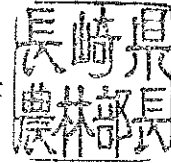
このことについて、別添写しのとおり、九州農政局生産経営流通部長から通知がありましたので、該当農業者等に対して周知、指導および助言いただきますようお願いいたします。

なお、各資金の償還猶予等に当たっては、市町発行の被害証明が必要な場合がありますので、適宜対応いただきますよう併せてお願いいたします。

22農営第92号
平成22年5月7日

各農業協同組合代表理事
十八銀行 代表執行役
親和銀行 取締役頭取
長崎銀行 代表取締役
} 様

長崎県農林部長



「平成22年3月下旬からの低温、降霜等」による被害農業者等に対する
資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について

このことについて、別添写しのとおり、九州農政局生産経営流通部長から依頼通知がありましたので、下記対象者に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等についてご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、下記制度資金について償還猶予等の措置を行なう際には、利子補給変更承認申請書、支払（又は償還）猶予申請書等を提出する必要がありますのでよろしくようお願いいたします。

記

1. 対象者

「平成22年3月下旬からの低温、降霜等」により被害を受けた農業者等

2. 制度資金のうち、県が利子補給または原資貸付を行なっているもの

(1) 利子補給

- ・農業近代化資金
- ・農業経営負担軽減支援資金
- ・農家負担軽減支援特別資金

(2) 原資貸付

- ・農業改良資金
- ・就農支援資金

3. 上記2の資金にかかる償還条件の変更方法

資金種類	償還条件変更方法	提出書類	備考
農業近代化資金 農業経営負担軽減支援資金 農家負担軽減支援特別資金	① 償還期限の延長 ② 据置期間の延長 ③ 中間据置の設定 ④ 償還金額の一部繰下げ	利子補給変更申請書 被害証明書 (市町発行)	法定期限内 の変更に限 る
農業改良資金	支払猶予	支払猶予申請書 被害証明書(市町発行)	
就農支援資金	償還猶予	償還猶予申請書 被害証明書(市町発行)	